

鳥取縣公報

昭和二十六年五月十五日
外 火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A五列

告示

◇鳥取縣告示第二百二十八号
造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）第七條により次の通り造林計画を定めた。
昭和二十六年五月十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

番 号	伐採跡地等の所在	地目	地 価	植伐 樹種	植栽完 了期限 事項との調整	所 有 者		備 考
						住 所	氏 名	
1	岩美郡大茅村大字雨滝 字小山一〇一七	山林	八三円	杉	昭和二十六年六月末日	岩美郡大茅村大字雨滝三二一	岸本 徳治	植栽面積 五反歩
2	大字楠城字小屋谷西七	〃	五二〇	〃	〃	大字楠城三一七谷岡	竹藏	一町歩
3	大字谷尾大平六八六	〃	八三	〃	〃	〃	〃	一反歩
4	〃 〃 六八五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六反歩
5	〃 ホキの鼻五三七	〃	七三三	〃	〃	〃 三一三	野村 光典	二反歩

6	大石字六〇六	原野	八二	松	大石二九三	小林 忠教	七反四畝步
7	小山九一七	原野	八二	杉	二六一	山本善太郎	五反步
1	岩美郡津ノ井村大字彌宜谷字口矢中九五ノ一六	山林	一二五	檜	津ノ井村大字彌宜谷二四四	池原 重	三反步
2	矢内谷三八九	山林	九三六	杉	池原 滋雄	池原 博光	二反七畝步
3	桐ノ木二九二	山林	一、〇四〇	赤松	二四五	藤原 博光	三反步
4	滝谷三〇八	原野	一二五	檜	二四〇	池原 潔平	三反步
5	矢中三九二ノ一	山林	九三六	針葉樹	紙子谷六〇	福田 馬造	一反六畝步
6	三九四ノ三	山林	九三六	針葉樹	針葉樹	福田 馬造	一反五畝步
7	後谷三七五	山林	五二〇	針葉樹	針葉樹	福田 栄治	一反步
8	矢内谷三八七	山林	九三六	針葉樹	針葉樹	福田 馬造	二反步
9	大谷二九六	山林	九五〇	潤葉樹	潤葉樹	井上 光美	一反步
10	生山字海谷四八八ノ一	山林	九三六	松	生山四七	井上 光美	五反步
11	釜谷五〇五	山林	一、〇四〇	くぬぎ	くぬぎ	井上 光美	五反步
12	正法寺五〇一	山林	五二〇	松	松	井上 光美	七反步
13	釜谷五〇四ノ一	山林	一、〇四〇	松	松	井上 光美	四反步
14	海谷四八七	山林	九三六	松	松	井上 光美	二反步

15	紙子谷字門上谷一二九ノ三外一筆	山林	一二九ノ三	針葉樹	紙子谷六〇	福田 馬造	五反五畝步
16	元結谷北側一二〇ノ一	山林	九三六	針葉樹	針葉樹	福田 馬造	四反五畝步
17	中山一三七ノ一	山林	九三六	針葉樹	針葉樹	福田 馬造	五畝步
18	香取字小山谷西側三九五	山林	九三六	松	松	福田 武雄	一反步
19	三九四	山林	九四六	油桐	油桐	福田 武雄	五反步
20	元結口三七四	山林	九四六	油桐	油桐	福田 武雄	五反六畝步
21	元結深谷三八〇	山林	九三六	檜及ハゼ	檜及ハゼ	福田 武雄	七反步
22	元結堤下二七番地第一外一筆	山林	二七番第一	ハゼ	ハゼ	福田 武雄	一反六畝步
23	元結口三七五ノ一	山林	九三六	ハゼ、油桐	ハゼ、油桐	福田 武雄	六畝步
24	於市東側三九七ノ一六	山林	九三六	針葉樹	針葉樹	福田 武雄	六反步
1	倉田村大字八坂字城ヶ谷山三九七	山林	二、五〇〇	クスギ	倉田村大字八坂二九一	前田 正明 (代表者)	六反步
2	風呂ヶ谷三八六	山林	二、五〇〇	クスギ	倉田村大字八坂二九一	前田 正明 (代表者)	一町步

3	〃 円通寺字仏谷九三六 山林 二、五〇〇	〃 大字円通寺七奥 小島道太郎	〃	八反歩
4	〃 大平ル二八二 原野	〃 馬場二六一 中村光克 (代表者)	〃	二町歩
5	〃 本谷山三九五の一	〃 橋本三七 穴岡弘男 (代表者)	〃	一町歩
6	〃 白越山三九二の一	〃 藏田二三六 西村幸太郎 (代表者)	〃	一町二反歩
7	〃 大谷山三九〇	〃 国安五八一 岡村丈一 (代表者)	〃	二町八反歩
8	〃 上山三八一	〃 〃 四七四 奥田米藏 (代表者)	〃	二町五反歩
1	〃 宇倍野村大字町屋字 三、〇〇〇 松	〃 宇倍野村大字 町屋二四七 西尾儀一 (代表者)	〃	五反歩
1	東伯郡八橋町大字八橋 山林 六三〇 赤松	東伯郡八橋町大 字八橋一、七五四	〃	〃
2	〃 御建山東二、七三二、五	〃 八橋 中本 徳一	〃	五反五畝歩
3	〃 〃 二七三一、一	〃 〃 一、四七九 押本 松枝	〃	二反歩
4	〃 御建山南二、七五二	〃 〃 一、四二四 米村 松藏	〃	一町一反三畝歩
5	〃 二、七五〇	〃 〃 八橋 井上 権平	〃	二反二畝歩
6	〃 二、七四七	〃 〃	〃	二反二畝歩
7	〃 粟子谷二、二七三、二	〃 〃 一、四九九 押本 貞一	〃	一町一反七畝歩

1	日野郡日光村大字籠原 〃 一、二〇〇 松	日野郡日光村大 字籠原二八九	中島 亀利	〃	一町歩
2	〃 富江字野山平九四二 〃 一、五〇〇	〃 富江七〇八	遠藤 久男	〃	八反歩
3	〃 大河原字向平九三八 原野 一、二〇〇 杉	〃 大河原九九四	清水 武治	〃	三反歩
4	〃 籠原字丸林二〇八 〃 一、五〇〇	〃 籠原三五五	中島 善章	〃	一反歩
5	〃 富江鳥越林二六四の一 山林 一、二〇〇 松	〃 大阪六五四	田中 操	〃	四反歩
6	〃 大阪字小林一、一五七 〃 一、二〇〇 杉	〃 〃 六五五	林原 眞	〃	一町歩
7	〃 大内字下谷塔三三 〃	〃 大内四八四	松原一太郎	〃	八反歩
8	〃 吉原字上の山四二五 〃 一、五〇〇	〃 吉原八七七	新見 修	〃	八反歩
9	〃 大内字奥谷坂九五三、 九五四、九六〇 〃 一、二〇〇 杉	〃 大内六四一	松本 覚雄	〃	二町歩

鳥取縣告示第二百三十号

物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四條の規
定により、石油販売業者が石油を持届販売する場合の加
算額及び特殊給油設備によつて販売する場合の加算額の
統制額を次のように指定し、昭和二十三年八月鳥取縣告
示第四百三号(石油販売業者が石油を持届販売する場合

の加算額指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十六年五月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

石油販売業者の店先渡し以外の方法で販売される場合の
加算額

一、石油を持届販売する場合

種別	單位	持届加算額の統制額
陸上	一〇リットルに付 (半固体は一〇キログラム)	一六四〇〇
二、海上船舶に対し陸上給油施設より給油する場合		
種別	單位	加算額の統制額
撤	一〇リットルに付	八四〇〇
三、一の持届加算額の統制額は実需者までの距離が四キロメートルまでは三割増、八キロメートル以上は四キロメートルまでを増す毎に二割増とする。		
四、前一、三、の加算額はいずれも家用自動車、船舶によつて持届した場合の統制額であつて、貸切自動車又は家用船舶による場合は、それぞれの運賃の統制額を加算するものとする。		

昭和二十六年五月十五日印刷
昭和二十六年五月十五日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月、五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣